

# ものづくり産業分野人材確保支援事業(U I ターンイベント出展・ものづくり現場見学等)委託業務 仕様書

## 1 委託する業務名

ものづくり産業分野人材確保支援事業(U I ターンイベント出展・ものづくり現場見学等)委託業務

## 2 業務の目的

本道のものづくり産業においては、人口減少や若者の道外流出などによる労働力人口の減少や、企業自体又は業務内容についての認知度不足等により、即戦力となる技術的スキルを身につけた人材や新規学卒者の獲得に難航している企業が多い状況である。

このような状況から、首都圏等でのU I ターンイベントでのPRや、一般求職者、新規学卒予定者を対象とした企業見学会などを通じて、本道のものづくり企業への理解促進及び企業の認知度向上に取り組むことにより、ものづくり企業の人材確保を促し、良質な正社員雇用の創出及び定着を図る。

注) 「正社員」とは、非正規雇用者(期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されていない労働者を指す。)を除いた労働者を指す(この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。)

注) 「良質な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件(就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が20万2,500円以上であること及び月平均所定外労働時間が20時間以下であること)を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

## 3 委託業務の内容

### (1) 道内ものづくり企業の求人状況の把握等

道内ものづくり企業へのヒアリング等により求人状況や業種、業務内容等の企業情報を把握し、求人情報誌を作成する。

### (2) 首都圏等のU I ターンイベントへの出展

首都圏等で開催されるU I ターンイベントに出展し、(1)で収集した企業情報や求人状況等の情報をイベントに参加したU I ターン希望者に提供するとともに、道内ものづくり企業への就職に関する相談に対応する。

ア 開催時期 令和5年9月～令和6年2月

イ 開催地 首都圏等(東京都、大阪府)

ウ 開催回数 2回

### (3) 一般求職者に向けた企業見学バスツアー等の実施

離職者や学卒未就職者などの一般求職者を対象に、ものづくり企業の現場を見学し、社員との意見交換等を通して、業務内容や職場環境への理解を深める「企業見学バスツアー」を企画・立案し、運営する。また、参加者に対し、(1)で収集した道内ものづくり企業の求人情報等を提供する。

- ア 開催時期 令和5年7月～11月
- イ 開催地 道央圏
- ウ 開催回数 2回(各2社訪問、参加者20名程度)

(4) 新規学卒予定者に向けた企業見学バスツアー・勉強会、展示会见学の実施

高等学校、高等専門学校、大学等の新規学卒予定者及び進路担当教諭等を対象に、本道のものづくり産業に関する勉強会を開催するとともに、ものづくり企業の現場を見学することにより、ものづくり産業及び企業に関する理解を深める「企業見学バスツアー・勉強会」を企画・立案し、運営する。

また、道内のものづくり企業やその製品・技術力等への理解を深めるため、道内のものづくり企業が多く参加する展示会(例:北洋銀行ものづくりサステナフェア2023、北海道ビジネスEXPO等)の見学を企画・立案し、運営する。

- ア 開催時期 令和5年7月～11月頃
- イ 開催地 企業見学バスツアー・勉強会:道央圏1回、道央圏以外1回  
展示会见学:札幌市
- ウ 開催回数 企業見学バスツアー・勉強会:2回(参加者各回30名程度)  
展示会见学:1回(参加校3校程度)

(5) フォローアップ調査

(2)(3)のイベントで情報提供を実施したUIターン希望者や一般求職者に対し、アンケート等を実施し、就業の状況等について調査を行うとともに就職に関する相談に対応する。

- ア 実施時期 各イベント終了後～令和6年2月
- イ 対象者 UIターンイベント参加者及び企業見学バスツアーに参加した一般求職者

(6) 事業実施報告書の作成及び成果物の提出

- ア 事業実施報告書  
上記(1)から(5)の業務に関する報告書:紙媒体1部、電子媒体1部
- イ 提出期限 令和6年2月29日(木)まで

(7) 提案にあたっての留意事項

上記(2)～(4)の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染状況に応じて適切な措置を講じること。

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

また、原則として、委託経費の50%以上を、人件費(給与、謝金等)に充てる必要があること。

(アウトカム目標) 良質な正社員の雇用 12名以上

※ 良質な正社員については、令和5年11月末までに、7名以上の雇用を達成できるように努めること。

#### 4 契約の方法等

- (1) 契約方法 総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

- (3) その他 ・ 本入札は、令和5年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。
- ・ 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の中止や内容の変更等を求める場合がある。

## 5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	① 業務処理工程表・経費内訳
	② 雇用の創出・定着
3	実施方策
	① 道内ものづくり企業の求人状況の把握等
	② 首都圏等のU I ターンイベントへの出展
	③ 一般求職者に向けた企業見学バスツアー等の実施
	④ 新規学卒予定者に向けた企業見学バスツアー・勉強会、展示会見学の実施
	⑤ フォローアップ調査
4	実績
	① 過去の実績
5	追加提案
	① 追加提案
6	道施策との適合性（該当がある場合）
	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	② 「障がい者雇用」
	③ 「パートナーシップ構築宣言」

### ※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等は、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳は、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とすること。  
 なお、経費内訳は経費区分・内訳項目のみの記載とし、金額は記載しないこと。  
 雇用の創出・定着は、良質な正社員雇用の創出・定着が図られる内容とすること。
- ウ 「道内ものづくり企業の求人状況の把握等」、「首都圏等のU I ターンイベントへの出展」、「一般求職者に向けた企業見学バスツアー等の実施」、「新規学卒予定者に向けた企業見学バスツアー・勉強会、展示会見学の実施」、「フォローアップ調査」は、「3 委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績は、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

オ 追加提案は、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。  
カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書（写し）を提出すること。

道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書（写し）を提出すること。

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。

なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

## 6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）5 月 8 日（月）17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 企画提案書、付属資料

(2) 様式 企画提案書 別添様式による

(3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。

文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

(4) 提出期限 令和5年（2023年）5月8日（月）17時（必着）

(5) 提出場所 10の（4）のとおり

(6) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

## 9 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

(1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

(2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。

(3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎8階）

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係（担当：倉沢）

電話 011-204-5323 F A X 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

※@の前は数字の「1」です。